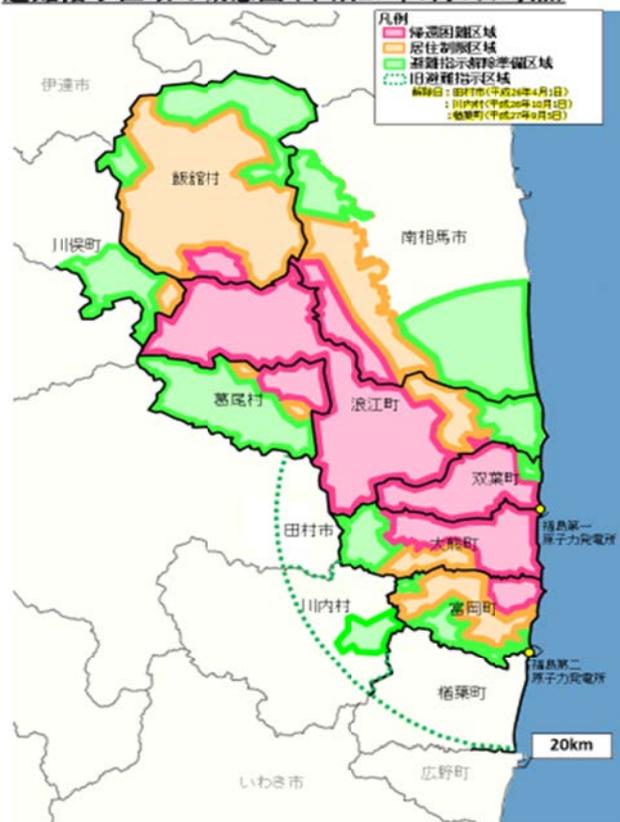


QA11 避難指示の解除基準は何ですか。

避難指示の解除については、平成23年12月26日の原子力災害対策本部で決定された「新たな避難指示区域に関する基本的考え方と今後の課題に対する対応方針」に基づき、避難指示解除の以下の3つの条件に照らして、避難指示解除の判断をすることとされています。

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

避難指示区域の概念図(平成27年9月5日時点)



出典：内閣府原子力災害対策本部資料より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成28年3月31日